

2008年4月1日

人権啓発活動方針

〈人権に対する基本的な考え方〉

- 基本的人権を尊重し、人種、民族、国籍、出生、性別、社会的身分、宗教、信条、性的指向、障がいの有無などに基づく差別を行いません。
また、雇用における機会均等に努め、児童労働、強制労働を認めません。
- 従業員の多様性、人格、個性、人権を尊重し、雇用および処遇における差別や個人の尊厳を傷つける行為（セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等）を禁止し、安全で働きやすい職場環境を確保します。
- 従業員の人権意識の維持向上を図るため、計画的、継続的な教育・啓発活動を推進します。